

石川県暴力団排除条例

平成23年8月1日施行

条例の目的

この条例は、暴力団による不当な影響を社会全体で排除するとともに、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

基本理念

- ◆ 暴力団を恐れない
- ◆ 暴力団に資金を提供しない
- ◆ 暴力団を利用しない



条例の主な内容

① 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等 (第10条・第11条・第13条)

- 事業者は、その事業に関して、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して、次に掲げる利益の供与をすることが禁止されます。(違反した場合、勧告・公表の対象となります。)

勧告・公表

- ・暴力団の威力を利用する目的で利益の供与をすること
- ・暴力団の威力を利用したことに関して利益の供与をすること
- ・暴力団の活動又は運営に協力する目的で相当の対償のない利益の供与をすること

- 上記のほか、その事業に関して
- ・暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益の供与をすること
 - ・暴力団の威力を利用すること
- が禁止されます。

【利益の供与を受けることの禁止】

暴力団員等は、情を知って事業者から利益の供与を受けること、又は事業者に暴力団員等が指定した者に対して利益の供与をさせることが禁止されます。※勧告・公表の対象



※暴力団員等とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

契約時における措置 (第12条)

- 事業者は、その事業に関する取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあるときは、取引の相手方等が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとします。
- 事業者は、その事業に関する契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは、その契約を解除することができる旨の定めを設けるよう努めるものとします。

